



島根県報

平成26年6月24日（火）

第2,608号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森林整備課）	2
公有水面埋立ての竣功認可	（漁港漁場整備課）	2

告 示**島根県告示第382号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 沖田内科医院	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション さざんか	浜田市金城町七条ハ403番地	平成26年 6 月20日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第383号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 8 月23日農林水産省告示第1112号、平成13年10月16日農林水産省告示第1383号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、出雲市役所、益田市役所、奥出雲町役場、飯南町役場、美郷町役場及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第384号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 竣功認可の年月日

平成26年 6 月12日

- 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積

- (1) 位置

大田市静間町字和江1642番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鳥井四等三角点（北緯35度13分00秒9561、東経132度28分20秒9761）から、233度38分59秒、862.91メートルの地点

②の地点 ①の地点から198度25分45秒、3.10メートルの地点

③の地点 ②の地点から108度38分44秒、58.70メートルの地点

④の地点 ③の地点から108度38分29秒、58.70メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から108度38分01秒、58.66メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から199度06分48秒、11.57メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から199度02分40秒、24.96メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から288度39分39秒、35.69メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から288度21分45秒、10.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から288度36分09秒、49.93メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から288度48分37秒、20.12メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から288度38分30秒、69.42メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から18度37分53秒、39.60メートルの地点

(3) 面積

6,799.65平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成18年4月25日 指令漁第449号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び大田市役所